

－第2部－

各移讓事務の実績・効果

9 移譲事務の実績及び効果

平成30年4月から平成31年3月までの1年間の主な事務の実績や効果について、保健衛生、民生、環境、都市計画・建設、教育・文化の分野ごとに記載しています。

※表中「(エ) 制定した条例」欄におけるページ番号は、「平成29年12月定例会議の中核市移譲事務に係る条例議案補足説明資料」のページと一致します。

※事務の実績は平成31年3月末現在の数値となります。

(1) 保健衛生

①事務名 食品営業の許可、監視指導、食中毒発生時の調査、魚介類行商人の登録

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所衛生課
(ウ)関係法令	食品衛生法			
(エ)制定した条例	①福島市食品衛生法施行条例		資料	P34
	②福島市魚介類行商人の登録に関する条例		資料	P38
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①食品営業の許可を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業許可 1,387件 (新規営業 492、継続営業 771、臨時営業 124) <p>②食品衛生監視指導計画に基づき営業施設等の監視指導を行うとともに、市内に流通する食品等の収去検査を行い、違反食品を発見、排除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 4,329回 (営業許可施設 3,204、集団給食施設 89、営業許可を要しない施設 1,036) ・収去検査 410件 (うち違反食品 2件) <p>③食中毒発生時に調査を迅速に行い、原因究明と健康被害の拡大防止措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生 10件 <p>④魚介類行商人の登録を行い、監視指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録 0件 ・監視指導 1回 <p>⑤市の条例で食品営業施設、魚介類行商の衛生措置基準を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><食品営業許可></p> <p>営業許可申請</p> <p>↓</p> <p>書面審査及び施設検査</p> <p>↓</p> <p>許可</p> <p>↓</p> <p>営業許可の標識の掲示 管理運営基準等の遵守</p> <p>↓</p> <p>食品衛生責任者の届出</p>		<p><監視指導、収去検査></p> <p>監視計画に基づく立入、収去検査</p> <p>↓</p> <p>法令違反発見時の改善指導 違反食品発見時の回収指導</p> <p>↓</p> <p>必要に応じ、改善命令、廃棄命令、 許可取消し等の行政処分 悪質事例の警察への告発</p>	

	<p>営業の変更の届出 営業の廃止の届出</p> <p>↓</p> <p>受理</p>	
	<p><食中毒発生時の調査></p> <p>医師からの届出等により探知</p> <p>↓</p> <p>初動調査</p> <p>↓</p> <p>疫学調査、試験検査</p> <p>↓</p> <p>食中毒の確定、拡大防止措置</p> <p>↓</p> <p>情報の公表</p> <p>※被害拡大防止及び食中毒予防の観点から注意喚起が必要な時</p>	<p><魚介類行商人登録></p> <p>登録申請</p> <p>↓</p> <p>登録簿に登録 登録票の交付</p> <p>↓</p> <p>容器の基準、遵守事項の遵守</p> <p>↓</p> <p>変更の登録 登録票の再交付 登録票の返納</p> <p>↓</p> <p>受理</p>
<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（食品衛生法施行条例）</p> <p>市民に身近な市が食品衛生に関する実態把握に努めることにより、市の特性にあった指導が可能となる。</p> <p>また、食中毒発生時には迅速な対応が可能となる。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応（魚介類行商人の登録に関する条例）</p> <p>食品衛生法では規制されていない食品営業についても、衛生上特に管理が必要なものについて市の条例で基準を定めるほか、適正な指導業務により、食の安全をより高めることができる。</p>	
<p>(ク) 平成30年度の 効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（食品衛生法施行条例）</p> <p>市民に身近な市が食品衛生に関する実態把握に努め、食品衛生監視指導計画を策定することにより、本市の食中毒、不良食品の発生状況を踏まえて重点的かつ効率的に監視指導や収去検査を行うことができた。</p> <p>また、食中毒が疑われる事案を探知した場合には、休日、夜間を問わず初動調査を迅速に行い、原因究明や公表による注意喚起を行い、健康被害の拡大防止に努めた。</p> <p>さらに、市民に身近な市政だよりやホームページを活用し、食中毒予防の啓発を行ったほか、市健康フェスタや地区における保健師の健康教育を通じ、市民に直接啓発することができた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応（魚介類行商人の登録に関する条例）</p> <p>魚介類行商は食品衛生法で規制されていない営業形態であるが、衛生上の危害を防止するため、県と同様に本市の条例・規則で魚介類行商を営もうとする者の登録を実施するとともに魚介類行商に関し必要な規制を行うことで、魚介類行商人を把握し、衛生確保に必要な事項を遵守させることにより市民の食の安全確保に寄与できた。</p>	
<p>(ケ) 独自の取り組み</p>	<p>福島移動販売業協同組合からの提言を踏まえ、移動販売業者の事務手続きの負担軽減を図った。</p>	

②事務名 旅館業、理・美容所等の生活衛生営業等の許可、届出、監視指導

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所衛生課
(ウ)関係法令	①興行場法			
	②旅館業法			
	③公衆浴場法			
	④理容師法			
	⑤美容師法			
	⑥クリーニング業法			
	⑦建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）			
(エ)制定した条例	①福島市興行場法施行条例		資料	P 28
	②福島市旅館業法施行条例		資料	P 29
	③福島市公衆浴場法施行条例		資料	P 30
	④福島市理容師法施行条例		資料	P 31
	⑤福島市美容師法施行条例		資料	P 32
	⑥福島市クリーニング業法施行条例		資料	P 33
	⑦福島市給水施設等条例の一部を改正する条例		資料	P 39
(オ)主な事務の内容及び実績	①映画館や劇場などの興行場に対する営業許可、監視指導を行う。 ・ <u>営業許可 1件、監視指導 2件</u>			
	②旅館やホテルなどの旅館業に対する営業許可、監視指導を行う。 ・ <u>営業許可 3件、監視指導 102件</u>			
	③公衆浴場に対する営業許可、監視指導を行う。 ・ <u>営業許可 3件、監視指導 59件</u>			
	④理容所の開設届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 10件、監視指導 56件</u>			
	⑤美容所の開設届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 44件、監視指導 77件</u>			
	⑥クリーニング所の開設届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 12件、監視指導 85件</u>			
	⑦店舗や事務所などの特定建築物の届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 1件、監視指導 40件</u>			
	⑧市の条例で構造基準や営業者が講ずべき衛生基準等を定める。 (上記条例)			

<p>(カ) 事務フロー</p>	<p>＜興行場、旅館、公衆浴場の営業許可＞</p> <p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>申請受理</p> <p>↓</p> <p>書面審査及び現地確認</p> <p>↓</p> <p>許可</p> <p>↓</p> <p>指令書交付</p>	<p>＜理・美容所、クリーニング所の開設届出＞</p> <p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>届出受理</p> <p>↓</p> <p>＜使用前の検査確認＞</p> <p>申請</p> <p>↓</p> <p>書面審査及び現地確認</p> <p>↓</p> <p>検査確認済証の交付</p>
<p>(キ) 条例制定時に想定した効果</p>	<p>＜監視指導＞</p> <p>計画的な立入検査の実施</p> <p>↓</p> <p>不適事項に関する改善の指導・助言</p> <p>↓</p> <p>行政処分</p> <p>※法令違反等がある場合の措置命令及び許可取消し等の行政処分</p> <p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法）</p> <p>市の条例で基準を定めるほか、営業の許可や適正な指導業務により、市民の安全な利用と公衆衛生の向上を図ることができる。</p> <p>②健康危機管理の強化（建築物衛生法）</p> <p>多数の市民が利用する特定建築物の衛生措置について、監視指導等に努めることで衛生環境を確保し安全な利用に寄与することができる。</p> <p>③一元化（給水施設等条例改正）</p> <p>市と県保健所それぞれに届出をしていた特定建築物の給水施設等の届出が一元化され、手続きが簡略化される。</p>	
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応、②健康危機管理の強化</p> <p>設置場所及び構造設備の基準、営業者が講ずべき衛生措置の基準を市の条例で定めることから、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる素地ができた。営業許可時に施設の構造が基準に適合していることを確認することに加え、定期的に施設の監視指導を行い、市民の安全な利用と公衆衛生の向上を図る体制を構築することができた。これにより、市民に身近で地域の実情を把握している市が、実態把握から監視指導まで一貫して業務を行うことが可能となり、迅速かつきめ細かな対応ができるようになった。</p> <p>③一元化</p> <p>市と県保健所それぞれに届出をしていた特定建築物の給水施設等の届出が一元化され、手続きが簡略化されるとともに、一体的な監視指導・助言を行うことができた。</p>	

③事務名 感染症（新型インフルエンザ、結核など）のまん延防止のための措置

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所健康推進課
(ウ)関係法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
(エ)制定した条例	福島市感染症診査協議会条例		資料	P 27
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①感染症診査協議会を設置し、感染症患者の入院勧告等について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会 定例 14回、臨時 11回 <p>②感染症（新型インフルエンザ、結核等）のまん延防止のため、接触者健診、就業制限、入院勧告等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触者健診 198件、就業制限 21件、入院勧告 43件 <p>③市の条例で感染症診査協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。（上記条例）</p>			
(カ)事務フロー	<p>【市保健所の主な対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①初発患者の適正な医療の確保：医療機関との連携、患者、家族等への不安軽減、医療費公費負担 ②感染の拡大防止：疫学調査、接触者健診、注意喚起 ③予防活動の施策化：情報提供、平時からの啓発活動 <p>【市感染症診査協議会に意見聴取する主な項目】</p> <p>本入院勧告、入院期間の延長、就業制限、医療費負担等について医学的、法律的、人権的な視点から診査する。</p>			

<p>(キ) 条例制定時に想定した効果</p>	<p>①迅速化 国からの情報は、県を經由し市（健康推進課）に伝達されているが、移行後は、国から直接市保健所へ伝達され、また、市内の医療機関からの発生の報告も直接市保健所に入るようになる。</p> <p>【伝達フロー】 （移行前）厚生労働省 → （県）健康増進課 → （県）県北保健所 → 市健康推進課 （移行後）厚生労働省 → 市保健所</p> <p>②地域の実情に合わせた対策 市が把握している予防接種、各種健診情報等を活用し、迅速かつ効果的なまん延予防対策が図られる。</p> <p>③予防・拡大防止策 感染症サーベイランスの結果に基づき、平常時から市内における地区での流行、発生動向を踏まえた市民への情報発信、地区組織等への情報提供等を行うことにより、効果的な感染症の発生予防・拡大防止対策が図られる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①迅速化 これまで国からの情報は、県を經由し市に伝達されていたが、中核市移行後は直接市保健所へ伝達され、また、市内医療機関からの発生報告も直接市に入るようになった。</p> <p>②地域の実情に合わせた対策 市が把握している予防接種、各種健診情報等を活用し、迅速かつ効果的なまん延予防対策が図られた。 また、日頃の地域保健活動と連携し、結核の治療終了後の管理や接触者の健康観察ができた。</p> <p>③予防・拡大防止策 感染症サーベイランス結果に基づき、平常時から市内における地区での流行、発生動向を踏まえた市民への情報発信、地区組織等への情報提供等を行うことにより、効果的な感染症の発生予防・拡大防止対策が図られた。 また、市保健所で得られた情報をもとに、医師会、社会福祉施設、市関係課などに迅速に注意喚起することができた。 特に風しん対策では、事業所や医療機関の協力が得られ、感染拡大を最小限に封じ込めることができた。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の声</p>	<p>感染症の注意喚起、周知に協力していただいた事業所の担当者から「感染症には初期対応が大切であり、感染症に関する正しい知識を得ることができて良かった」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及び今後の対応</p>	<p>迅速な危機管理ができるよう、感染症に関する専門知識の習得とスキルアップが必要であることから、引き続き、日常業務を通じた実務経験を重ねるとともに職場外研修に参加していく。</p>

④事務名 小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	こども未来部 こども政策課
(ウ)関係法令	児童福祉法		
(エ)制定した条例	福島市小児慢性特定疾病審査会条例		資料 P 16
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①悪性新生物、慢性腎疾患等の小児慢性特定疾病の対象疾病に罹患した児童等に対し、医療費を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定 210 件 (新規 27、更新 183) ・支給認定変更等 45 件 (変更 41、再交付 1、療養費支払 3) <p>②小児慢性特定疾病審査会を設置し、承認・不承認案件にかかわる医学的審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病審査会 15 回 <p>③新規・更新・変更等の医療費申請時及び必要時に相談支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 312 件 <p>④小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者交流会 2 回 <p>⑤小児慢性特定疾病指定医の指定、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医の指定 6 件 (新規 3、変更 3) ・指定医療機関の指定 25 件 (新規 25) <p>⑥市の条例で小児慢性特定疾病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。(上記条例)</p>		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;"><支給認定></p> <p style="text-align: center;">医療費助成申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">支給認定の審査</p> <p style="text-align: center;">①事務審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">②医学的審査</p> <p style="text-align: center;">(小児慢性特定疾病審査会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例月の支給認定審査 ・不承認案件の審査 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">支給認定・不承認の決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請者への通知</p>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市民に身近な市役所窓口できめ細かな対応ができるようになる。 これまで市が行ってきた対人保健サービス（母子保健等）との一元化により、総合的な保健福祉サービスが推進される。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 乳幼児健診、発達相談、育児支援等の他の保健事業と一元的に支援することが可能となった。 さらに、医療費支給申請時に保護者や受給者と面談することにより、治療状況や生活状況等を把握したうえで、相談対応が可能となり、不安軽減や自立支援事業（交流会）への参加勧奨につなげることができている。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>保護者から「乳幼児期からかかわっている保健師等がいるので相談しやすい」「稀な疾病のため、同じ疾病の保護者と交流したいと思いながら機会が持てずにいたところ、交流会に誘っていただき、交流を持つことができ良かった」との声が聞かれた。</p>

⑤事務名 難病患者の療養支援

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部 保健所健康推進課
(ウ)関係法令	難病の患者に対する医療等に関する法律		
(エ)制定した条例	—		資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①指定難病医療費助成申請書を受理し、県へ進達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書受理 3,348 件 <p>②医療費助成申請時等に面接相談、電話相談、保健師による家庭訪問等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接相談 3,408 件、電話相談 1,336 件、家庭訪問 21 件 <p>③専門医・専門職者等による講演、相談会のほか患者家族同士の交流会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談会（交流会含む） 4 回 107 人(延) 		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜医療費助成＞</p> <p style="text-align: center;">医療費助成申請書受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">内容確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県へ進達</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">福島県指定難病審査会</p> <p style="text-align: center;">不承認 承認</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">不承認通知送付 受給者証送付</p>		<p style="text-align: center;">＜相談業務＞</p> <p style="text-align: center;">初回相談（電話、面接等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">必要時、保健師等による継続支援</p> <p style="text-align: center;">（家庭訪問、難病医療相談会、関係機関とのケア会議 等）</p>

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①総合的な保健福祉サービス 難病患者の療養支援（難病対策地域支援協議会の設置、医療相談、訪問など）を通して、地域における保健、医療、福祉の連携の構築をすすめ、施策の充実を図る。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①総合的な保健福祉サービス 医療費助成申請時に難病患者の情報を得ることが可能になり、診断初期の段階から保健部門と福祉部門の連携のもと、適切な時期に必要な保健福祉サービスの紹介・提供等、総合的な支援を行うことができた。 また、医療費助成申請の受付、家庭訪問等を通して得られた難病患者の状況や支援体制の課題等の情報をもとに、療養支援事業の内容を検討し、難病患者、家族及び難病患者支援者のニーズに合った事業（医療相談会）を実施することができた。 難病患者の把握から支援までを一貫して継続的に行うことにより、把握した実態、課題を障がい者計画へ反映させることができた。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及び今後の対応</p>	<p>特に医療や介護依存度の高い難病患者、家族が安心して療養生活を送るための医療、福祉、就労等の体制が必要となることから、患者、家族、支援者が難病患者を取り巻く生活の現状と課題を共有し、課題解決に向けた支援方法や体制を検討できる機会を設ける。（難病対策地域支援協議会の開催） また、難病への理解を多くの市民に広めるため、難病サポーター講座の開催や民生児童委員連絡協議会等での難病情報の提供等を行っていく。</p>

⑥事務名 診療所、薬局等の開設許可、病院、診療所、薬局等の立入検査

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所総務課
(ウ)関係法令	①医療法 ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			
(エ)制定した条例	福島市医療法施行条例	資料 P37		
(オ)主な事務の内容及び実績	①診療所及び助産所の開設許可や変更許可、使用許可を行う。 ・開設許可 15件(診療所14、助産所1) ・変更許可 23件(診療所23) ・使用許可 3件(診療所3) ②病院の変更許可や使用許可を行う。 ・変更許可 25件 ・使用許可 24件 ③薬局等の開設許可や更新許可を行う。 ・開設許可 39件(薬局20件、高度管理医療機器等販売業18件、 薬局等医薬品製造販売業・製造業1件) ・更新許可 42件(薬局20件、店舗販売業4件、高度管理医療機器等販売業17件、 薬局等医薬品製造販売業・製造業1件) ④病院、診療所、助産所、薬局等へ定期的な立入検査を行う。 ・立入検査 182件(病院21件、診療所41件、助産所1件、薬局55件、 店舗販売業12件、高度管理医療機器等販売業42件、薬局等医薬品製造販売業・ 製造業10件) ⑤市の条例で診療所における専属薬剤師の設置基準を定める。(上記条例)			
(カ)事務フロー	<診療所、助産所、薬局の開設許可> 申請受理 ↓ 書面審査及び使用前検査 ↓ 許可 ↓ 指令書交付 ↓ 台帳整理		<立入検査の流れ> 立入検査の実施の通知等 ↓ 検査実施 ↓ 検査結果等の通知	

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（医療法）</p> <p>医療機関の開設許可、立入検査を通して市民を取り巻く医療状況を市が把握することができる。さらに関係機関との連携をすすめ、地域医療対策の充実を図ることができる。</p> <p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</p> <p>市保健所が薬局や医薬品販売業者に関する情報を把握し、許可や立入検査等を行う権限を持つことにより、市民に身近な市の危機管理が強化される。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>医療機関の開設許可、立入検査等を通して、施設の設備や人員配置、衛生管理面などの状況を確認し、市民の安全な利用を確保するとともに、市民を取り巻く医療状況を市が把握することができた。</p> <p>また、関係機関との連携をすすめ、地域医療対策の充実を図ることができた。</p> <p>さらに、市民から医療に関する相談があった際に、関係部署との連携により各専門分野からアプローチすることができた。</p> <p>薬事業務においては、災害時等において、薬局の開設状況等を把握することができるようになるため、市の危機管理体制の強化につながった。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>市民からの相談に対応するため、専門の相談員配置の必要性があると感じられたことから、令和元年度より医療安全支援センターを開設し、専門的な相談体制を整備する。</p>

⑦事務名 犬・猫の保護などの動物愛護、狂犬病予防

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所衛生課
(ウ)関係法令	①動物の愛護及び管理に関する法律			
	②狂犬病予防法			
	③福島県犬による危害の防止に関する条例			
(エ)制定した条例	—			資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①飼い犬・飼い猫の収容、譲渡、殺処分、負傷犬・負傷猫の保護、適正飼養に関する指導・助言を行う。</p> <p>・収容 516 頭 (犬 66、猫 450)、譲渡 55 頭 (犬 12、猫 43)、殺処分 414 頭 (犬 12、猫 402)、負傷動物の収容 11 頭 (犬 1、猫 10)</p> <p>・適正飼養に関する相談、指導、助言 257 件</p> <p>②小学校への獣医師派遣事業を行う。</p> <p>・獣医師派遣 8 校</p> <p>③ボランティア等との連携、協働事業を行う。</p> <p>・連携、協働事業 8 回</p> <p>④未登録犬等の捕獲、抑留、返還、処分を行う。</p> <p>・犬捕獲 59 頭、犬返還 40 頭、犬処分 7 頭</p>			
(カ)事務フロー	<p><引取り></p> <p>相談</p> <p>↓</p> <p>引取り</p> <p>↓</p> <p>犬猫保護施設で保護</p> <p>↓ ↓</p> <p>譲渡 処分</p>		<p><捕獲></p> <p>通報受理</p> <p>↓</p> <p>現場到着・捕獲</p> <p>↓</p> <p>犬猫保護施設で抑留</p> <p>↓ ↓</p> <p>返還 処分</p>	

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>所有者不明の犬・猫を収容した場合、地域の実情に詳しい市が対応することにより、所有者が判明しやすくなり、きめ細かな指導、助言が可能となる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>これまで市（環境課）は、犬の登録事務を行ってきたが、中核市移行により動物愛護の業務が加わったことで犬猫に関する市民が行う様々な手続きや相談窓口が一本化され利便性が向上した。</p> <p>また、市では犬の登録情報を保有しているため、負傷犬等の飼い主を迅速に特定し返還することが可能となった。飼い主が不明な猫についても、地域の実情に詳しい市が対応することにより所有者が判明しやすくなった。苦情処理や、飼い主等からのさまざまな相談についても、現地での対応によりきめ細かな指導・助言が可能となっている。</p> <p>さらに、犬の登録や予防接種の際に、飼い主へ適正飼養の普及啓発を行うとともに、市健康フェスタや市政だより、ホームページで抑留犬・猫の情報や動物愛護について啓発を行うことで、市民への情報提供を充実させることができた。</p> <p>②迅速化</p> <p>県では三春町で動物愛護の事務を行っていたが、中核市移行後は市保健所が対応することで捕獲等の対応の迅速化が図られた。</p> <p>(移行前) 週 1～2 回の対応</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(移行後) 随時</p>
<p>(ケ) 課題(現状)及び今後の取り組み</p>	<p>①収容した犬・猫等の殺処分が課題であり、処分数の減少に向けた対策の検討を進めていく。</p> <p>②従前より獣医師の確保が課題となっているため、獣医系学部を有する大学へ採用試験のPRを行うなど、引き続き獣医師の確保に努める。</p> <p>③ボランティアとの連携、協働による動物愛護を推進していく。</p>